

議題 2

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定及び沖縄県縫製業最低工賃専門部会の廃止について



沖勞発基 0314 第 1 号
令和 7 年 3 月 14 日

沖縄地方労働審議会
会長 越野 泰成 殿

沖縄労働局長
柴田 栄二郎

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、沖縄県縫製業最低工賃（令和 5 年沖縄労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。



沖地労審縫専第7号
令和8年2月10日

沖縄地方労働審議会
会長 宮城 和宏 殿

沖縄県縫製業最低工賃専門部会
部会長 上江洲 純子

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和7年3月14日、沖縄地方労働審議会において付託された沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について、本日まで慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり改正することが適当との結論に達したため、別紙2の審議経過のとおり報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、今回の最低工賃の引上げが大幅になったことを踏まえ、関連する事項に係る国等への要望について、別添のとおり付帯決議したことを併せて報告する。

記

公益代表委員

部会長	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
部会長代理	高田 清恵	琉球大学人文社会学部教授
	西村 オリエ	弁護士

家内労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
平良 哲康	連合沖縄事務局長
田中 俊治	U Aゼンセン沖縄県支部長

委託者代表委員

大城 直也	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
小浜 徹	(公社) 沖縄県工業連合会専務理事
田端 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会専務理事

沖 縄 県 縫 製 業 最 低 工 賃

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくは小物類等製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目、業務及び工程の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目		業 務	工 程	金 額	
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき 726 円	
			裾上げ	1本につき 151 円	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 1,889 円	
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき 756 円	
	婦人用スカート（裏地無し）		丸縫い	1枚につき 756 円	
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき 680 円	
	キャディー衿付長袖上衣		丸縫い（裾まつり以外）	1枚につき 1,720 円	
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき 24 円
	子供用ムーニー		縫製	丸縫い	1枚につき 318 円
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき 568 円
	園児服	保育園	縫製	丸縫い（裾まつり以外）	1枚につき 484 円
				夏ブラウス半袖	1枚につき 624 円
夏ブラウス長袖				1枚につき 538 円	
夏ソフトタックスカート				1枚につき 699 円	
幼稚園		ズボン		丸縫い	1本につき 968 円
		スカート			1枚につき 763 円
		ジャケット			1枚につき 796 円
		シャツ・ブラウス			1枚につき 624 円
学校服	男子服	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 483 円	
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 726 円	
	上衣	まとめ	ボタン付け	1個につき 16 円	
			穴かがり	1個につき 16 円	
	上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 204 円	
			背止め（ループ）	1枚につき 6 円	
			カギホック付け	1個につき 22 円	
			比翼止め（3か所）	1枚につき 16 円	
	ネクタイ	縫製	丸縫い	1本につき 161 円	
			丸縫い	1枚につき 650 円	
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 513 円
		冬物		丸縫い	1枚につき 650 円
		上記共通	まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 16 円
	ブレザー	まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 97 円	
ボタン付け（スナップ付け）			1個につき 16 円		
ひだスカート	縫製	丸縫い	1枚につき 756 円		

品 目			業 務	工 程	金 額			
シ ヤ ツ	シア ヤロ ツハ	大人用	縫製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	529 円		
		子供用			1枚につき	302 円		
	かり ゆし ウエ ア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い（ボタン付 け・穴かがり・芯地 張り無し）	1枚につき	529 円		
		女性用開襟タイプ			1枚につき	438 円		
		男女共通（シャツカラー・ボタンダ ウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき	604 円		
		子供用開襟タイプ			1枚につき	302 円		
	上記共通		縫製	縫製（裾、袖）	1枚につき	118 円		
上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	30 円			
寝 具 製 品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	124 円		
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	68 円		
		裏地の付いていないもの			1枚につき	53 円		
小 物 類 等	バ ッ グ	トートバッグ		縫製	丸縫い	1個につき	65 円	
		トートバッグ（マルシェ）				丸縫い（ポケット、 ボタン付け）	1個につき	532 円
		ランチバッグ				丸縫い	1個につき	129 円
	ポ ー チ	ファスナーポーチ		縫製	丸縫い	1個につき	75 円	
		ポーチ				丸縫い（ファスナー 付け、カシメ止め、 キーホルダー作り）	1個につき	323 円
		平ポーチ				丸縫い（ファスナー 付け、裏地付き）	1個につき	54 円
		底付きポーチ				丸縫い（ファスナー 付け）	1個につき	108 円
	エプロン		縫製	丸縫い（ひも作り 込）	1枚につき	430 円		
	三角巾		縫製	丸縫い	1枚につき	215 円		
	豆 腐 風 呂 敷	一般風呂敷		縫製	4か所	1枚につき	54 円	
		揚用風呂敷				裁断箇所（2か所）	1枚につき	27 円
	カ バ ー	クッションカバー		縫製	丸縫い	1枚につき	54 円	
		ティッシュカバー				1枚につき	65 円	
	病衣ひも		縫製	縫製	1本につき	27 円		
ワッペン付け		縫製	縫製（手縫い以外）	1枚につき	27 円			

(効力発生予定日 法定どおり)

審 議 経 過

- 1 第1回沖縄県縫製業最低工賃専門部会（令和7年6月5日）
 - ・ 部会長及び部会長代理の選出
 - ・ 沖縄県縫製業最低工賃専門部会の設置について(確認)
 - ・ 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程について
 - ・ 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について
 - ・ 審議日程について
 - ・ 家内労働実態調査要綱及び調査票について

- 2 第2回沖縄県縫製業最低工賃専門部会（令和7年12月4日）
 - ・ 家内労働実態調査結果報告について
 - ・ 関係者からの意見聴取等について
 - ・ 実地視察について
 - ・ 沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用に係る報告

- 3 第3回沖縄県縫製業最低工賃専門部会（令和8年1月20日、21日）
 - ・ 実地視察実施 2事業場

- 4 第4回沖縄県縫製業最低工賃専門部会（令和8年2月3日）
 - ・ 第3回専門部会（実地視察）結果報告
 - ・ 沖縄県縫製業最低工賃改正案の提示
 - ・ 沖縄県縫製業最低工賃改正案審議

- 5 第5回沖縄県縫製業最低工賃専門部会（令和8年2月10日）
 - ・ 沖縄県縫製業最低工賃改正案審議、決議(別紙1のとおり)
 - ・ 部会報告
 - ・ 答申
 - ・ 異議申出公示、官報公示、発効スケジュールの確認
 - ・ 別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方労働審議会会長宛て提出することで合意。

別添

- 1 今回の沖縄県縫製業最低工賃の大幅引上げの原資を事業者が確保できる環境整備のため、原材料費等の高騰や委託費の上昇分を適切に価格転嫁できる取り組みの更なる強化を図ること。
- 2 かりゆしウェアなどの沖縄県産品の売上拡大を図り、沖縄県縫製業の持続的発展を図るため、縫製技術の継承と技能向上などの人材の育成・確保策を始めとする各種支援策の充実を図ること。



沖地労審 0210 第1号
令和8年2月10日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方労働審議会
会長 宮城 和宏

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和7年3月14日付け沖労発基 0314 第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、今回の最低工賃の引上げが大幅になったことを踏まえ、関連する事項に係る国等への要望について、別添のとおり付帯決議する。

記

公益代表委員

部会長	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
部会長代理	高田 清恵	琉球大学人文社会学部教授
	西村 オリエ	弁護士

家内労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
平良 哲康	連合沖縄事務局長
田中 俊治	U Aゼンセン沖縄県支部長

委託者代表委員

大城 直也	沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事
小浜 徹	(公社) 沖縄県工業連合会専務理事
田端 一雄	(一社) 沖縄県経営者協会専務理事

(別紙)

沖縄県縫製業最低工賃

1 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくは小物類等製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃

次の表に掲げる品目、業務及び工程の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

4 効力発生日

法定どおり

品 目		業 務	工 程	金 額	
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	1本につき 726 円	
			裾上げ	1本につき 151 円	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	1枚につき 1,889 円	
	ブラウス・シャツ		丸縫い	1枚につき 756 円	
	婦人用スカート（裏地無し）		丸縫い	1枚につき 756 円	
	婦人用スラックス（裏地無し）			1本につき 680 円	
	キャディー衿付長袖上衣		丸縫い（裾まつり以外）	1枚につき 1,720 円	
上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき 24 円	
子供用ムーニー		縫製	丸縫い	1枚につき 318 円	
ジュニアシャツブラウス				1枚につき 568 円	
園児服	保育園	縫製	丸縫い（裾まつり以外）	夏ブラウス半袖	1枚につき 484 円
				夏ブラウス長袖	1枚につき 624 円
				夏ソフトタックスカート	1枚につき 538 円
				冬ソフトタックスカート	1枚につき 699 円
	幼稚園		ズボン	丸縫い	1本につき 968 円
			スカート		1枚につき 763 円
			ジャケット		1枚につき 796 円
			シャツ・ブラウス		1枚につき 624 円
学校服	男子服	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 483 円	
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	1枚につき 726 円	
	上衣		まとめ	ボタン付け	1個につき 16 円
				穴かがり	1個につき 16 円
	上衣		まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき 204 円
				背止め（ループ）	1枚につき 6 円
				カギホック付け	1個につき 22 円
				比翼止め（3か所）	1枚につき 16 円
	ネクタイ		縫製	丸縫い	1本につき 161 円
				ベンツしつけ	1か所につき 11 円
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき 513 円
		冬物		丸縫い	1枚につき 650 円
上記共通		まとめ	ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 16 円	
			糸くず取り	1枚につき 30 円	
ブレザー		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき 97 円	
			ボタン付け（スナップ付け）	1個につき 16 円	
ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき 756 円	

品 目		業 務	工 程	金 額		
シ ヤ ツ	シア ヤロ ツハ	大人用	縫製	丸縫い及び パッチポケット付け	1枚につき	529 円
		子供用			1枚につき	302 円
	かり ゆし ウエ ア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い（ボタン付 け・穴かがり・芯地 張り無し）	1枚につき	529 円
		女性用開襟タイプ			1枚につき	438 円
		男女共通（シャツカラー・ボタンダ ウン・スタンドカラータイプ）			1枚につき	604 円
		子供用開襟タイプ			1枚につき	302 円
	上記共通		縫製	縫製（裾、袖）	1枚につき	118 円
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	30 円
寝 具 製 品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	124 円
	羽根枕 中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	68 円
		裏地の付いていないもの			1枚につき	53 円
小 物 類 等	バ ッ グ	トートバッグ	縫製	丸縫い	1個につき	65 円
		トートバッグ（マルシェ）		丸縫い（ポケット、 ボタン付け）	1個につき	532 円
		ランチバッグ		丸縫い	1個につき	129 円
	ポ ー チ	ファスナーポーチ	縫製	丸縫い	1個につき	75 円
		ポーチ		丸縫い（ファスナー 付け、カシメ止め、 キーホルダー作り）	1個につき	323 円
		平ポーチ		丸縫い（ファスナー 付け、裏地付き）	1個につき	54 円
		底付きポーチ		丸縫い（ファスナー 付け）	1個につき	108 円
	エプロン		縫製	丸縫い（ひも作り 込）	1枚につき	430 円
	三角巾		縫製	丸縫い	1枚につき	215 円
	豆 腐 風 呂 敷	一般風呂敷	縫製	4か所	1枚につき	54 円
		揚用風呂敷		裁断箇所（2か所）	1枚につき	27 円
	カ バ ー	クッションカバー	縫製	丸縫い	1枚につき	54 円
ティッシュカバー		1枚につき			65 円	
病衣ひも		縫製	縫製	1本につき	27 円	
ワッペン付け		縫製	縫製（手縫い以外）	1枚につき	27 円	

(効力発生予定日 法定どおり)

別添

- 1 今回の沖縄県縫製業最低工賃の大幅引上げの原資を事業者が確保できる環境整備のため、原材料費等の高騰や委託費の上昇分を適切に価格転嫁できる取り組みの更なる強化を図ること。
- 2 かりゆしウェアなどの沖縄県産品の売上拡大を図り、沖縄県縫製業の持続的発展を図るため、縫製技術の継承と技能向上などの人材の育成・確保策を始めとする各種支援策の充実を図ること。



沖縄労働局発表
令和8年2月10日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	労働基準部長 岡崎 暁
	賃金室長 崎原恵利子
	電話：098-868-3421

沖縄県縫製業最低工賃の改正決定に係る答申について

沖縄地方労働審議会（会長：宮城 和宏、沖縄県縫製業最低工賃専門部会 部会長：上江洲 純子）では、沖縄県縫製業最低工賃の改正に係る審議を行い、令和8年2月10日に沖縄労働局長（柴田 栄二郎）あて答申を行いました。

沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、同最低工賃を決定することとしています。

沖縄労働局では、「第14次最低工賃新設・改正計画」（令和4年度から6年度）期間中の令和7年3月14日の令和6年度第2回沖縄地方労働審議会において、沖縄県縫製業最低工賃の改正に係る諮問を行い、調査審議を実施した結果、今般、上記のとおり同審議会から答申がなされたものです。

今般の改正は、地域別最低賃金額の上昇との均衡を考慮した内容等となっています。

記

1. 名称 沖縄県縫製業最低工賃
2. 適用する家内労働者
沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくは小物類等製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者
3. 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
4. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
工賃表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額
5. 効力発生日
法定どおり

【参考1】

沖縄県縫製業最低工賃の決定・改正状況

事項	新設	第1回改正	第2回改正	第3回改正	第4回改正
公示年月日	昭和55年3月24日	昭和59年9月4日	昭和62年5月2日	平成2年3月20日	平成27年3月31日
発効年月日	昭和55年4月23日	昭和59年10月4日	昭和62年6月1日	平成2年4月19日	平成27年4月30日
委託者数	19件	15件	17件	12件	11件
家内労働者数	244人	106人	166人	159人	66人

事項	第5回改正	第6回改正
公示年月日	令和5年3月29日	令和8年3月13日（予定）
発効年月日	令和5年4月28日	令和8年4月12日（予定）
委託者数	16件	11件
家内労働者数	67人	56人

【参考2】

最低工賃制度の概要

(1) 最低工賃制度の概要

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃は、地域別、業務別に定められており、全国44都道府県で92件（令和7年10月1日現在）が設定されています。業務別では、衣服、その他の繊維製品製造業（50件）の外、電気機械器具等製造業、紙・紙加工品製造業等、各都道府県の地域性産業について多岐に亘って設定されています。

(2) 最低工賃の決定、改正、廃止の手続き

① 最低工賃の決定

厚生労働大臣または都道府県労働局長が一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会に対して調査審議を求め、その意見を尊重して一定の地域内において一定の業務に従事している家内労働者及びこれらの家内労働者に委託する委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者や委託者の全部または一部を代表する者も厚生労働大臣または都道府県労働局長に対して、最低工賃の決定をするように申し出ることができます。

② 関係家内労働者及び委託者からの異議の申出

最低工賃の決定等について、審議会の意見の提出があった時は、その意見が公示された日の翌日から15日の間、関係家内労働者及び関係委託者は異議の申出を行うことができます。

【参考3】

関係法令（抜粋）

家内労働法（昭和45年5月16日法律第60号 直近改正 令和4年6月17日法律第68号）

（目的）

第1条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

（最低工賃）

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第9条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があったときは、厚生労働省で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

（最低工賃の改正等）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の効力）

第14条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（専門部会等）

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

（罰則）

第34条 第14条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【参考4】

第14次最低工賃新設・改正計画（令和4年度から6年度）

第15次最低工賃新設・改正計画（令和7年度から9年度）

1 改正について

（1）計画的な改正

最低工賃については、第8次最低工賃新設・改正計画以降、原則として3年をめぐりに

実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを2年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

最低工賃新設・改正計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強いもの

3 統合又は廃止の検討について

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

以上

沖縄県縫製業最低工賃発効までのスケジュール

諮 問	令和7年3月14日
最低工賃専門部会審議	令和7年6月5日から 令和8年2月10日まで
答 申	令和8年2月10日
異議申出公示	同 日
異議申出締切	令和8年2月25日
改正工賃決定	同 日(※異議がない場合) ※異議があれば2月26日(木) 午前9時30分より異議審
官報公示	令和8年3月19日(最短予定)
改正最低工賃発効	令和8年4月18日(最短予定)

令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答申月:令和8年2月

答申日	異議申出締切日	官報公示予定日	発効予定日
2月1日(日)	2月16日(月)	3月11日(水)	4月10日(金)
2月2日(月)	2月17日(火)	3月12日(木)	4月11日(土)
2月3日(火)	2月18日(水)	3月13日(金)	4月12日(日)
2月4日(水)	2月19日(木)	3月16日(月)	4月15日(水)
2月5日(木)	2月20日(金)	3月17日(火)	4月16日(木)
2月6日(金)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月7日(土)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月8日(日)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月9日(月)	2月24日(火)	3月18日(水)	4月17日(金)
2月10日(火)	2月25日(水)	3月19日(木)	4月18日(土)
2月11日(水)	2月26日(木)	3月23日(月)	4月22日(水)
2月12日(木)	2月27日(金)	3月24日(火)	4月23日(木)
2月13日(金)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月14日(土)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月15日(日)	3月2日(月)	3月25日(水)	4月24日(金)
2月16日(月)	3月3日(火)	3月26日(木)	4月25日(土)
2月17日(火)	3月4日(水)	3月27日(金)	4月26日(日)
2月18日(水)	3月5日(木)	3月30日(月)	4月29日(水)
2月19日(木)	3月6日(金)	3月31日(火)	4月30日(木)
2月20日(金)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月21日(土)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月22日(日)	3月9日(月)	4月1日(水)	5月1日(金)
2月23日(月)	3月10日(火)	4月2日(木)	5月2日(土)
2月24日(火)	3月11日(水)	4月3日(金)	5月3日(日)
2月25日(水)	3月12日(木)	4月6日(月)	5月6日(水)
2月26日(木)	3月13日(金)	4月7日(火)	5月7日(木)
2月27日(金)	3月16日(月)	4月8日(水)	5月8日(金)
2月28日(土)	3月16日(月)	4月8日(水)	5月8日(金)

関係法令（抜粋）

○沖縄地方労働審議会運営規程

第 11 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任は妨げない。

○地方労働審議会令（平成十三年九月二十七日政令第三百二十号）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。